⑵　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

［削る］

⑶　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第２号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は、記載を要しない。

⑷　地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別図第４号の８の８において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHzにおける平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は、記載を要しない。

18　20及び22の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

⑴　中波放送、超短波放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、次により20の欄に記載すること。

ア　空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、放送の区分ごとに示された次の表の方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄は、水平面の□にレを付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
中波放送	0～90°	5°	0～360°	5°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
マルチメディア放送	0～30°	1°	0～360°	2°

イ　空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、放送の区分ごとに示されたアに掲げる表の俯角の範囲の及び俯角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄は、垂直面の□にレ点を付け、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。

ウ　空中線系番号の欄は、８の欄から該当する番号を記載すること。

エ　補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

⑵　地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

ア　20の欄は、⑴に準じて記載すること。

イ　22の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

⑵　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、17の欄にその旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示するものとする。

⑶　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

⑷　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第２号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

⑸　地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別図第４号の８の８において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHzにおける平均電力Ｐからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

［新設］